

定期建物賃貸借(定期借家)契約についての説明書

(賃貸人)住 所 〒612-8355京都市伏見区東菱屋町422-4

氏 名 伏見長家

表記の建物賃貸借は、借地借家法(以下「法」という)第38条第1項の規定に基づく定期建物賃貸借(いわゆる定期借家契約)であることを、法第38条第2項の規定に基づき本書面を交付して説明致します。

この建物賃貸借では、契約の更新はありません。このため、契約期間満了によってこの賃貸借は終了いたします。従って、期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(「再契約」といいます)を締結する場合を除き、期間満了の日までに表記の建物を明渡さなければなりません。

記

建物所在地	〒612-8355京都市伏見区東菱屋町422-4
建物名称	伏見長家
契約期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 年 ヶ月
通知期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

契約期間が、一年未満の場合は、契約終了の通知をいたしません。

以上

この契約による建物賃貸借は、定期建物賃貸借(いわゆる定期借家契約)であって、契約の更新はなく、契約期間の満了によって本建物賃貸借は終了する旨を記載した書面の交付を受けるとともに、説明を受けました。つきましてはこの旨を承諾いたします。

平成 年 月 日

(賃借人) 氏 名

Ⓜ